

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令案要綱

第一 法第五十八条第二項ただし書の政令で定める場合

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十八条第二項ただし書の政令で定める場合は、法第五十七条第一項に規定する対象事業活動支援に係る債務の保証をする額、出資の額又は引き受ける社債の額が、それぞれ二百億円以下である場合とすること。（第一条関係）

第二 法第六十四条第四項の政令で定める事業年度等

法第六十四条第四項の政令で定める事業年度は、令和二十二年度とし、積立金等の処分に係る承認の手續等の所要の規定を設けること。（第二条から第六条まで関係）

第三 借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債の発行の限度額等

脱炭素成長型経済構造移行推進機構の金融機関等からの借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債（以下「機構債」という。）の発行の限度額は、一兆八千億円とし、機構債の発行の方法を定める等の所要の規定を設けること。（第七条から第二十五条まで関係）

第四 附則

一 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行すること。

（附則第一条関係）

二 その他関係政令について所要の改正を行うこと。

（附則第二条から第十二条まで関係）